

| | | | | | | | |
|--------------|--|-------|----------------------|-------------------------------|-----------|--|--|
| 政策整理番号 | 8 | 施策番号 | 1 | 評価シート(B) (施策評価: 施策を構成する事業の評価) | | | |
| 対象年度 | H18 | 作成部課室 | 環境生活部 環境政策課 | 関係部課室 | | | |
| 政策名 | 地球環境の保全 | | | 政策番号 | 1 - 3 - 1 | | |
| 施策番号 | 1 | 施策名 | 地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の削減 | | | | |
| 施策概要 | 急激に進行しつつある地球温暖化を防止するため、地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の「温室効果ガス」の削減を図ります。 | | | | | | |
| 政策評価指標 / 達成度 | 1人当たり温室効果ガス年間排出量 | | B | | | | |

達成度: A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している) ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

施策を構成する事業の分析

| 活動(事業) / 活動(事業) によりもたらされた結果 | | | | | | | 活動(事業) によりもたらされた成果 | | | | | |
|-----------------------------|---|-------------------------|--|-------------------------------------|----------------------|-------|--------------------|--|-----------------------------------|--------|-------|-------|
| 事業番号 | 事業名 【担当課】 | 事業の対象 (誰・何を対象として) | 事業の手段 (内容) (何をしたのか) | 業績指標名 (単位) (事業の活動量・事業の手段)に対応) | H16 | H17 | H18 | 事業の目的 (意図) (対象をどういう状態にしたのか) | 成果指標名 (単位) (事業の成果・事業の目的に対応) | H16 | H17 | H18 |
| | | | | | 業績指標の値 | | | | | 成果指標の値 | | |
| | | | | | 事業費 (決算(見込)額, 千円) | | | | | | | |
| | | | | | 単位当たり事業費(千円) | | | | | | | |
| 1 | 地球温暖化防止実行計画進行管理事業 【環境政策課】 | 県行政庁舎・県議会議事庁舎・県警察庁舎勤務職員 | 県の事務事業に関する率先実行計画の策定と進行管理を行うもの。 | 率先実行計画説明会参加者数(人) | 167 | 134 | 94 | 県民、事業者、行政が地球温暖化問題に対する危機感を共有し、それぞれがこれを自らの問題として捉え、行動する社会環境を整備する。 | 県庁舎管理に係る二酸化炭素排出量 (t-CO2) | 5,874 | 5,821 | 5,493 |
| 2 | 地球温暖化対策推進事業(みやぎ地球温暖化対策地域推進事業/脱・二酸化炭素連邦みやぎ形成事業) 【環境政策課】 | 県民・事業者・行政 | モデル地域での二酸化炭素排出削減事業の支援、効果検証し及び検証結果の他地域への波及。 | 参加事業所数(社) | 105 | 105 | 105 | モデル地域、事業者としての働き掛け(支援)を得つつ、自らにも経済的メリットのある二酸化炭素削減行動を実践する。 | モデル地域における二酸化炭素排出削減量 (t-CO2) | 989 | 1,245 | 1,245 |
| 3 | 地球温暖化対策推進事業(みやぎ地球温暖化対策地域推進事業/温暖化防止活動推進員) 【環境政策課】 | 県民・事業者・行政 | 市町村等を構成員とする温暖化対策地域協議会の設置・運営、温暖化防止活動推進員を委嘱しての地域での普及啓発の推進。 | 県地球温暖化防止活動推進員の活動実績(推進員数)(人) | 41 | 61 | 64 | 地域、県民レベルでの地球温暖化対策に向けた意識の高揚を図るとともに具体的取組を活性化させる。 | 県地球温暖化防止活動推進員の活動実績(活動回数)(回) | 321 | 369 | 348 |
| 事業費計(千円) | | | | | 14,104 | 5,972 | 5,950 | | | | | |

B - 1, 2, 3 施策を構成する事業群の評価

| | | |
|--|---|---|
| B - 1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業群設定の妥当性 | B - 2 事業群の有効性 | B - 3 事業群の効率性 |
| 適切 | 概ね有効 | 概ね効率的 |
| <p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-1 事業への県の関与の適切性と事業設定の妥当性」を総括して記載</p> <ul style="list-style-type: none"> 法律で県の責務が明記されており、これに基づく事業の実施であり、県の関与は適切である。 京都議定書の発効により、我が国は平成22年までに温室効果ガス排出量を基準年の値から6%削減する義務を負っており、その実現に向けた事業であり、社会経済情勢に適応した事業である。 | <p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-2 事業の有効性」を総括して記載</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策評価指標「1人当たり温室効果ガス年間排出量」は、統計データ収集時期との関係で、直近の施策の評価数値が3～4年ズれることから、前年度の施策の有効性を直接判断する指標としては不十分であるが、成果指標については概ね向上してきていることから、概ね有効であったと判断できる。なお、「1人当たり温室効果ガス年間排出量」を施策の有効性を直接判断する指標とできるように速報値の提示について算出方法も含めて検討しているところである。 | <p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-3 事業の効率性」を総括して記載</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業費が漸減傾向にある中、業績指標・成果指標の数値が一定の値を堅持していることから事業の効率性は向上しつつあるものと考え、概ね効率的と判断できる。 |

B 施策評価(総括)

| |
|--|
| 概ね適切 |
| <p>【評価の根拠】 B - 1, 2, 3 を総括し施策を総合的に評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 京都議定書に基づく温室効果ガス削減目標の達成に向けて、県がなすべき業務を限られた予算の中で適切に実施しており、一定の成果も見られることから、「概ね適切」と判断する。 |
| <p>【施策の次年度(平成20年度)の方向性】 この施策における今後の課題等を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの削減目標達成に向けて、県民への更なる普及啓発活動を地道に展開していくこととしているが、限られた予算の中で、いかに効果的な普及啓発活動を展開していくかが課題である。 |

施策を構成する事業の分析

| 活動(事業)の分析 | | |
|--|--|---|
| B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性 | B-2 事業の有効性 | B-3 事業の効率性 |
| <p>【国、市町村、民間団体との役割分担は適切か】 【施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か】 【事業間で重複や矛盾がないか】</p> | <p>【成果指標の推移から見て、事業の成果があったか】 【施策目的の実現に貢献したか】</p> | <p>【事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)】</p> |
| <p>地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)において県の責務が明記されており、これに基づき、大規模事業所としての県自らの温室効果ガス排出抑制のための率先的取組を実施するほか、県内の事業者又は県民が温室効果ガス排出抑制のために行なう活動の促進を図るための措置を講じるもので、県の関与は適切である。また、京都議定書の発効により、我が国は平成22年までに温室効果ガス排出量を基準年(平成2年)の値から6%削減する義務を負っており、その実現に向けた事業であり、社会経済情勢に適応した事業である。</p> | <p>成果指標としている県庁舎管理に係る二酸化炭素排出量は減少してきていることから有効であったと判断できる。</p> | <p>事業費は需用費(資料コピー代)のみであり、その按分は困難だが、成果指標の数値がプラスの方向へと推移していることから、事業の効率性は向上しつつあるものとする。</p> |
| 同上 | <p>成果指標としているモデル地域における二酸化炭素排出削減量は増加(排出量としては減少)してきていることから有効であったと判断できる。</p> | <p>事業費が漸減傾向にある中、業績指標・成果指標の数値が一定の値を堅持していることから事業の効率性は向上しつつあるものとする。</p> |
| 同上 | <p>成果指標としている県地球温暖化防止活動推進員の活動回数が、人数比で減少していることから、その有効活用を図っていく必要がある。</p> | <p>地球温暖化防止活動推進員事業費は、平成17年度670千円に対して平成18年度が550千円と減少している。また、活動実績1回毎の事業費単価は、平成17年度1,815円に対して平成18年度1,580円と減少している。以上のことから、事業の効率性は向上しつつあるものとする。</p> |

施策を構成する事業の方向性

| 活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明 | |
|-----------------------------|---|
| 方向性 | 方向性に関する説明 |
| <p>「宮城の将来ビジョン」における位置づけ</p> | |
| 取組番号 | 取組名 |
| 維持 | <p>・二酸化炭素排出量削減は、目標となる基準年(平成16年度)比の95%以下を達成していることから、引き続き事業を継続し、県自らにも課せられた責任を果たしていく。</p> |
| 取組27 | <p>環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献</p> |
| 維持 | <p>・民生部門等の二酸化炭素排出量の増加傾向が著しく、排出削減のための誘導施策を継続的かつ幅広く講じていく必要があり、これまで取り組んできたモデル事業の成果等の全県的波及や、地球温暖化防止活動推進員を活用した普及啓発活動の充実を図り、地域レベルから温室効果ガス排出削減の効果をあげていく。</p> |
| 取組27 | <p>環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献</p> |
| 維持 | 同上 |
| 取組27 | <p>環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献</p> |

政策評価指標分析カード(整理番号1)

政策整理番号

8

施策番号

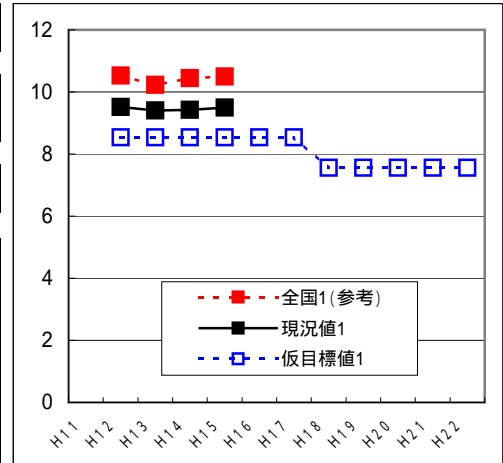
1

| | | | | | |
|------|---------|-------|----------------------|-------|-----------|
| 対象年度 | H18 | 作成部課室 | 環境生活部 環境政策課 | 関係部課室 | |
| 政策名 | 地球環境の保全 | | | 政策番号 | 1 - 3 - 1 |
| 施策番号 | 1 | 施策名 | 地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の削減 | | |

| | |
|------------------|---------|
| 政策評価指標 | 単位 |
| 1人当たり温室効果ガス年間排出量 | t - CO2 |

| | | | | |
|-----|-----|------|-----|------|
| 目標値 | H17 | 8.54 | H22 | 7.56 |
|-----|-----|------|-----|------|

| 評価年 | 初期値 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 |
|------|------|-----|-----|-----|------|------|------|------|
| 測定年 | H12 | | | | H12 | H13 | H14 | H15 |
| 現況値 | 9.52 | | | | 9.52 | 9.40 | 9.42 | 9.49 |
| 仮目標値 | | | | | 8.54 | 8.54 | 8.54 | 8.54 |
| 達成度 | | | | | B | B | B | B |



達成度:A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

政策評価指標の概要

県内における化石燃料等の消費や廃棄物焼却等の人為的な行為に伴う県民1人当たりの温室効果ガス年間排出量(単位は二酸化炭素換算重量)。

政策評価指標の選定理由

・ 京都議定書をはじめとする国内外の地球温暖化対策においては、「温室効果ガス」として二酸化炭素のほか、メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン(HFC)・パーフルオロカーボン(PFC)・六フッ化硫黄(SF6)の計6種類のガスを対象とし、これらのガスの排出抑制に向けた取組を進めているところである。この流れを受けて、平成16年3月に策定した「脱・二酸化炭素」連邦みやぎ推進計画」では、排出抑制の対象とする温室効果ガスを同様の6種類のガスとし、削減目標を県民1人当たりの温室効果ガス排出量について設定していることから、評価指標も県民1人当たりの温室効果ガス排出量にするもの。

達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

・ 平成15年度の1人当たり温室効果ガス年間排出量は9.49t-CO2で、民生家庭部門における増加などにより前年から0.07t-CO2増加している。なお、同時期における全国の1人当たりの排出量は10.49t-CO2となっている。
 ・ 県地球温暖化対策地域推進計画(平成16年3月策定)では、平成22年度における県民1人当たり温室効果ガス年間排出量を7.56t-CO2(二酸化炭素については、6.99t-CO2)に抑制する目標を掲げているが、平成12年度以降9t-CO2台でほぼ横這いの状況にあり、目標の実現には一層の取組強化を要する状況である。

政策評価指標の妥当性【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】

・ この指標は、各種関連施策の取組を通じて実現を目指す施策目標(地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の削減)の達成度そのものを示すものであり、中長期的な施策の有効性を評価する上では適切なものである。
 ・ 一方、この指標はその基礎となる統計データが確認できる時期との関係で、直近の施策評価に用いることができない課題もある。このため施策評価に当たっては個別事業の短期的な事業成果を確認することでその課題を補完する必要がある。

